

第3章 市民協働のまちづくり協働事業の形・種類

協働事業には様々な種類があり、ここでそのすべてを網羅することはできませんが、主要なものについて説明し、また留意する点についても述べます。

なお、現在のつくば市においても、市民協働によるまちづくりが、多種多様な形で行われてきました。その具体的な事例については(付属資料2)に示してありますが、今後はこれらの経験を踏まえ、より良い協働に相応しい形を考えながら、さらなる連携を深めていくことが必要です。

先に「第2章(1)市民協働まちづくりのいくつかの範囲」で触れた区分(②から④)を参考のため記載いたします。

(1) 協働型委託 [③ 市民と行政が相互に協力して行う範囲]

[④ 行政の主体性のもとに市民の協力を得て行う範囲]

行政が本来行うべき事業ですが、市民の持っている専門性・先駆性・柔軟性などの特性が十分に発揮できる事業で、一般の委託よりも効果的・効率的なサービスや成果が期待できるときに、その全部または一部を、市民に委ねる特別な協働の形と位置づけています。委託を受けた市民は、協働協定書(契約書)や仕様書等に定められた内容を遂行する義務を負うことになります。

『留意点』

協働型委託においては、事業の実施主体や責任は行政にあることから、契約の形は一般の委託事業と基本的に変わりないものであり、他の協働の形とは一線を画すものです。市民協働における委託の場合には、行政の下請けや単なる経費の節減を重視するような考え方は異なり、相手の特性を十分生かす工夫が重要であり、事業の実施にあたっては、事前および実施過程において十分な協議と調整を図るよう努めるものとします。なお、安易に一般の委託事業を協働事業として発注することのないよう十分検討することとします。協働型委託は原則公募によるものとし、選定にあつては公平性・透明性を確保します。

(2) 指定管理者制度 [④ 行政の主体性のもとに市民の協力を得て行う範囲]

施設を所有する自治体の議会の議決を経て、管理者を指定することができる制度です。管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設運営を行うことが可能となり、その施設において利用料金制により利用者に施設を利用させる場合に、利用者から得られる収入を自治体との協定の範囲内で管理者の収入とすることができます。ここでいう管理者は市民とは限りませんが、市民の利便性や福祉の向上を目指すものです。

『留意点』

指定管理者の公募から選定にあつては、公平性・透明性を確保し、よりきめ細かな市民サービスの向上が期待できる施設および指定管理者を選定する必要があります。

- (3) 補助（負担）金 [② 市民の主体性のもとに行政の協力により行う範囲]
[③ 市民と行政が相互に協力して行う範囲]
[④ 行政の主体性のもとに市民の協力を得て行う範囲]

市民が行う事業に、財政的な支援を行うことで公益を実現する形であり、広い意味で協働の一つの形と位置づけています。

『留意点』

補助（負担）金については、それぞれの制定目的に沿った実施を目指す必要があります。一方で、市民の自主性を担保するためには、補助（負担）金のみにより、行政に依存することのないようにすることが大切です。

また、補助（負担）金の決定過程を明らかにするなど、公平性・透明性の確保に努めるものとします。

- (4) アダプト・ア・プログラム [③ 市民と行政が相互に協力して行う範囲]
[④ 行政の主体性のもとに市民の協力を得て行う範囲]

実施主体となる市民が公共施設（公園、道路、河川など）の里親（アダプトとは「養子にする」こと）となり美化活動などを行い、行政は活動しやすい環境整備として必要な道具などの貸与やごみ処理などの支援を行う形と位置づけています。

『留意点』

どの公共施設にこのプログラムを設定するか、またどのような制度にするかについて、市民の意見を吸収し、また透明性を確保し、より市民の自主性が発揮しやすい取り組みにする必要があります。

- (5) 共催（実行委員会などを含む） [③ 市民と行政が相互に協力して行う範囲]

行政と市民がともに、あるいは実行委員会等を組織し、共に主催者となって一つの事業を行う形と位置づけています。

『留意点』

企画・立案段階から対話と協議を進め、どちらか一方の主導になったり双方の役割分担が偏らないように配慮するとともに、責任や成果も共にそれぞれの特性に見合った形で応分に分かち合うことが必要です。

- (6) 後援 [② 市民の主体性のもとに行政の協力により行う範囲]

市民が主催する事業に対して、行政がその趣旨に賛同し、事業を後押しするもので、広報活動などにおける後援名義の使用を認める形と位置づけます。

これによって、市民活動の社会的な理解や信用を高めることが期待できます。

『留意点』

後援する事業の趣旨や公益性について、行政が適切な判断ができるよう市民との対話、協議を通じて意思疎通を図ることが重要です。

第4章 市民協働のまちづくりの現状と課題

三つのグループ(市民団体、企業・事業所、市職員)へ市民協働ガイドライン策定のためのアンケート調査を実施し、これに基づき現状と課題を把握しました。①は市民で組織する団体へのアンケート、②は企業、研究所・大学など事業所へのアンケート、③はつくば市職員へのアンケートです。アンケートの設問や回答結果については、付属資料(付属資料3)を参照ください。

- ① 自治会、PTAと子ども会(PTA等)、自警団、NPO法人とボランティア団体(NPO等) アンケートの回答結果 293団体
- ② 工業団地内の企業、研究所、大学(事業所) アンケートの回答結果 46事業所
- ③ つくば市役所職員アンケート 656人

(1) 市民、企業・事業所側から見た協働の現状と課題 (①・②)

協働という言葉の認知度や理解度について、半数以上の市民が「協働という言葉聞いたことがない」や「協働という言葉聞いたことはあるが意味はわからない」と回答しています。協働を始めたきっかけについては、「市から協力を要請された」や「市から協力や支援の申し出があった」が最も多い回答結果となっており、何が協働の形だと思えるかについても「行政が主催する事業への参加・協力」や「行政と事業を共催すること」が多い回答になっています。

行政との協働関係を築くうえで重視することについては、「目標の明確化と共有」や「担当職員が替わっても方針を継続」「企画の段階から情報を提供」などが多い回答となっています。

公共サービスの在り方と官民の役割分担については、「下請け的な活動が増えるのはよくない」が最も多く、「市民団体が担える活動は民間に任せるべき」や「市民団体は、自意識を高める必要がある」と続き、自治体の財政の効率化が求められている状況で、公共サービスの民営化の必要性は認めつつも団体の自律性が損なわれないようにすべきであると考えられる傾向がうかがえます。

企業・事業所において、つくば市や市民活動センターに期待することについては、「地域の団体や活動状況がわかる情報の提供」や「団体の素性を確認する際の相談対応」「地域貢献の情報交換の場提供」などが多い結果となっています。

市民の側での課題としては、協働の範囲や形などの理解に対し相違があり、協働という言葉の認知度や理解度の低いことがうかがえるため、市民団体の情報、NPO等の団体情報や市民協働情報を積極的に発信し啓発活動を行い、協働に対する市民の理解をさらに深める必要があります。市民協働のまちづくりの様々な事業や市民への支援事業に関して、つくば市の取り組みをさらに推進する必要があります。

(2) 行政側から見た市民協働の現状と課題

アンケートに回答した市職員のうち「市民協働の経験をしたことがない」が、全体の70%を占めていますが、協働に対するイメージについては、「よくわからない」が一番多く、「市民のニーズを把握しているNPOなどと事業を行うこと」が多い回答結果となっています。

市民協働の必要性については、きめ細かな市民サービスが可能となり、公共サービスの質が向上できるため「どちらかといえば必要」や「必要」が、半数以上を占める回答となっています。

また、協働の経験をしたことがある職員に、協働の課題について聞いたところ「不満を感じたことはなかった」や「行政の立場を理解してもらえなかった」「協働のプロセスにかかる時間的な負担等が大きかった」などが多い結果となっています。

協働をさらに推進するためには何が重要かについては、「協働に関する基礎知識の習得」や「協働に関する先進事例の情報」「協働の手法」などが必要と回答した職員が半数以上を占める結果となっています。

行政側での課題としては、協働を推進することに対して多くの職員が市民サービスの向上が図れると考えていることから、スムーズに協働事業を展開するためには、協働に関する職員向けの研修や協働の手順などを記述した協働実務マニュアルを作成し、さらなる市民協働の環境整備が必要とされていることが分かります。

(3) 市民協働ルールへの市民の意見

協働を推進するうえで、ルールが必要かについて聞いたところ「職員が協働の意識をもち、市民の声を受けとめ工夫して対応すること」が、市民団体のどの分類でも最も多く「ルールづくりも大事だが、職員の協働意識の向上と市民との意思疎通」が、それにもまして重要と考えていることがうかがえます。市民協働のルールが必要との回答は、全体で47%が必要と答えています。

以上の市民や企業・事業所、市職員へのアンケートから、全体として市民協働に対して好意的な態度が観察されるものの、それが何を意味するかについて十分な共通理解が深まっていないことが分かります。こうしたことから、今回のガイドラインが一定の役割を果たせるものと期待しています。

